

全体についての消防計画

(以下、この建物という)

1 防火管理の目的

火災や地震などの災害の【予防・被害の拡大防止・人の命を守ること】
これらの目的のために全体の消防計画に基づき防火管理業務を行います。

2 適用範囲

この計画は、この建物に関係する、全ての人が守る必要があります。

3 管理権原の範囲

当建物の管理権原の範囲に関することは別表 1 のとおりです。

4 統括防火管理者

各管理権原者は、協議して統括防火管理者を定めて、この建物の全体についての防火管理業務を行わせる必要があります。

(1) 統括防火管理者の責務

統括防火管理者は、建物全体の防火管理業務を適正に行うため以下の事項を行います。
また、防火管理業務を行う際には、必要に応じて管理権原者に指示を求められます。

- 全体の
└─ 消防計画の作成、変更 ⇒ 消防機関へ届出、各管理権原者へ周知
└─ 消防訓練（消火・避難・通報）の実施 月 月 ⇒ 消防機関へ届出

- 建物の点検及び維持管理（別表 2）

- 消防設備の自主点検（別表 2）

- 火災、地震時等の対応（別表 3）

- 建物関係者への防災教育の実施

(2) 統括防火管理者の権限

統括防火管理者は各事業所の防火管理業務が適正に行われていない場合は、事業所の防火管理者に対して避難の邪魔になっている物品の除去、全体の消防訓練の参加要請などを指示することができます。

6 代表管理権原者

各管理権原者の中から代表者として _____ を指名し、その代表者の名前

をもって、統括防火管理者を選任（解任）したときは、消防機関へすみやかに届出します。

7 各管理権原者

各管理権原者は、この計画に基づいて、各防火管理者に必要な業務を任せる必要があります。また、統括防火管理者が行う業務をサポートし、建物の全体的な安全性を向上させる努力をしなければなりません。

8 防火管理者

各事業所の防火管理者は、全体の消防計画に適合した消防計画を作成し、統括防火管理者からの指示を守るとともに、別表4「報告事項一覧表」の事項を統括防火管理者に報告しなければなりません。

9 火災の予防に必要なこと

(1) 日常の点検

- 別表2 は、建物の構造、施設、共用部、消防用設備等を検査する時のチェック表です。
- それらが安全に、問題なく使える状態になっているか、定期的に自主検査をします。
- 自主検査は少なくとも1ヵ月に1回は行います。検査責任者は統括防火管理者です。

(2) 収容人員の適正化について

当事業所の収容人員を把握し、適正に管理します。混雑が予想される時には掲示板や放送を活用し、また案内員を増やす等の適切な対応を行います。

(3) 防火管理維持台帳の記録と保存について

消防に関する書類（各種点検結果・訓練記録・消防署へ提出した書類の写し）を『防火管理維持台帳』として編冊して保存します。

10 建物の関係者が守るべきこと

- 廊下、階段、避難する経路などに避難の邪魔になるような物を置けません。
- 防火戸、防火シャッターの付近には、閉鎖障害となるような物を置けません。
- たばこは、指定された場所以外では吸いません。
- 火を使用する際は、使用する前後に点検を行い、安全を確認します。
- 火を使用する設備は、指定された場所で使用します。

11 放火防止対策

建物の関係者は次のことに注意し、放火防止対策を行います。

- 建物の外周部及び敷地内には段ボール等の可燃物を放置しません。
- 終業時には、火気の管理、各部屋の施錠をします。
- トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行います。

12 防災教育

統括防火管理者は、建物の関係者に対して防災教育を実施します。

防災教育の内容は概ね次の各号に掲げるものとします。

- 全体についての消防計画について
- 建物の関係者が守るべきことについて
- 火災発生時及び地震発生時の対応について
- 消防用設備等の機能と取扱い方法について
- 南海トラフ地震臨時情報について
- その他火災予防上必要な事項について

13 防火管理業務の一部委託

(1) 指揮命令について

防火管理業務を委託された者は、各管理権原者、統括防火管理者、各事業所の管理権原者各事業所の防火管理者の指示の下に適正に業務を実施します。

(2) 報告

防火管理業務を委託された者は、防火管理業務の実施状況について、定期的に統括防火管理者に報告します。

(3) 防火管理業務の委託状況

別表5「防火管理業務の一部委託状況表」のとおりとします。

14 工事について

- (1) 工事は、内装や構造等の変更による消防法違反が発生しないかを確認し、行います。
- (2) 火気を使用する工事については、消火器を準備するなど、火災予防の対策をします。
- (3) 工事場所の整理整頓を指示監督し、放火を防ぎます。
- (4) 避難経路や避難方法は、工事関係者等に確実に周知します。

15 南海トラフ地震に対する対策（該当・非該当）

南海トラフ地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法の規程に基づき、南海トラフ地震が発生した場合の地震防災対策は、別紙に定める南海トラフ地震防災規程によるものとします。

自主検査チェック表（日常）

検査項目	検査するポイント	結果
火の元関係	給湯室や厨房などで火を使う時、まわりに可燃物がないことを確認しているか	
	コンロの横や奥にある壁とコンロとの間に、安全な距離があるか	
	換気扇やレンジフードは、油で汚れていないか	
	(油を使った調理をしている場合) 換気扇やレンジフードの清掃を、定期的に行っているか	
	タバコの後始末は確実に行われているか	
	ストーブなどの周囲に物品などを置いていないか	
建物関係	避難に使う通路や扉や階段に、避難の障害となる物品はないか	
	防火扉やシャッターは支障なく開閉できるか	
	非常用進入口に通じる通路は、有効に確保しているか	
	カーテンやじゅうたんに防炎性能があるか	
	建物の内部、外部に腐食、ひび割れなどの劣化はないか	
電気関係	コードに亀裂、老化、損傷はないか	
	タコ足の接続を行っていないか	
	許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか	

検査実施者氏名

検査年月日

_____ 月 _____ 日

自主検査チェック表（消防設備）

検査項目	検査するポイント	結果
消火器	安全栓（黄色い栓）が抜けていないか	
	製造年から10年以上経過しているものはないか	
	圧力ゲージの針は、緑色の範囲内を指しているか（圧力ゲージのあるものに限る）	
自動火災 報知設備	受信機のスイッチは、ベル停止となっているか	
	受信機の近くに警戒区域一覧図があるか	
屋内 消火栓	消火栓の扉は、簡単に開閉できるか	
	ホースやノズルや接続部に、損傷はないか	
スプリン クラー設 備	スプリンクラーヘッドに水漏れや変形はないか	
	スプリンクラーヘッドの下部45cm、周囲30cm以内に、散水障害となる棚や物品はないか	
避難 器具	降りる場所や操作する場所には何も物がなく、必要な広さがあるか	
誘導灯	不点灯、ちらつき等がないか	
連結 送水管	送水口や放水口のまわりには物がなく、消防が簡単に活動できる状態にあるか	

検査実施者氏名 _____

検査年月日 月 日

自主検査チェック表（消防設備）

検査項目	検査するポイント	結果
非常コンセント設備	使用の障害になる物がまわりにないか	
泡消火設備	泡の散布の障害になる物はないか	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	起動装置の近くの見やすいところに、「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」の表示があるか	
	貯蔵容器の設置場所に標識があるか	
屋外消火栓設備	ホースやノズルに損傷はないか	
動力消防ポンプ設備	損傷や、ボルトの緩み等はないか	
ガス漏れ火災警報設備	受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか	
漏電火災警報器	電源表示灯は、点灯しているか	
消防用水	道路から吸管投入口や採水口まで、消防車が簡単に進入して使用することができるか	
	有効水量があるか	
連結散水設備	送水口のまわりに、消防車が近づく障害になる物はないか	
	散水ヘッドのまわりに、散水の障害になる物はないか	
無線通信補助設備	無線機接続端子の近くに、無線機接続端子である事がわかる表示があるか	

検査実施者氏名

検査年月日

_____ 月 _____ 日

火災発生時の対応

火災発生時にすること	
統括 防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時の統括 ・指揮、命令と安全管理 ・到着した消防隊への情報提供（出火場所、負傷者、逃げ遅れ、活動状況など）
火災発見者	<ul style="list-style-type: none"> ・大声で近くにいる人に火災を知らせるとともに、非常ベルを鳴らす ・近くにある消火器や水で消火する ・天井に燃え移ったら初期消火を中止して避難する ・避難する際は、部屋の扉を閉めて煙が他の部屋へ流入しないようにする ・119 番通報をする
通報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・非常ベルを鳴らす ・119 番通報をする ・関係者へ連絡をする ・火災の状況（出火場所、火災の程度、燃えているもの、消火状況）を統括防火管理者へ報告、統括防火管理者からの指示を伝達する ・危険物等の確認及び統括防火管理者への報告をする
初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・出火元に直行し、消火設備による消火作業 ・天井に燃え移ったら初期消火を中止して避難する ・防火戸、防火シャッター、各部屋の扉等を閉めて火災や煙の拡大等を防止する。
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・各階への、避難指示をする（出火階及び上階を優先する） ・非常口を開放する ・廊下、階段等に、避難に支障となるような物があつた場合除去する ・負傷者、逃げ遅れた者がいないか確認、統括防火管理者へ報告する ・負傷者を応急救護所に搬送する
応急救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急救護所を設置する ・負傷者の応急手当等 ・救急隊との連携や情報の提供（負傷者のけがの程度や年齢、住所など）

地震発生時の対応

地震発生時にすること（地震発生の可能性が高まった場合も同様）	
統括 防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・各班の統括（指揮、命令、安全管理）をする ・代表管理権原者、各管理権原者へ報告する ・各班への命令の伝達と被害状況を把握する ・避難を開始するタイミングと避難場所を決定する
各個人	<ul style="list-style-type: none"> ・使用中の火を始末する ・机の下などの安全な場所で落下物等から身を守る ・出入口付近にいるときは閉じ込められないように扉やドアを開放する
情報収集班 (通報連絡班)	<ul style="list-style-type: none"> ・館内放送による呼びかけ、パニック発生の防止 ・テレビ、インターネット、ラジオを活用して情報収集をする ・食料品、飲料水、医療品等の防災資機材の準備をする ・建物内の被害調査をし、統括防火管理者へ報告する
点検班 (初期消火班)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物構造、防火設備、避難設備、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等・特殊消防用設備等・危険物の点検及び保安措置を行う。 ・火災に備えての消火準備を実施する ・落下物や倒壊物などの下敷きになった人や負傷者の救助
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・扉やドアの開放 ・廊下、階段等の避難障害物の除去 ・要救助者、逃げ遅れた者等の確認及び報告
応急救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急救護所を設置する ・負傷者の応急手当等 ・救急隊との連携や情報の提供（負傷者のけがの程度や年齢、住所等）

報告事項一覧表

<p>代表管理権原者 ↓ 消防機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括防火管理者を選任（解任）するとき ■ 消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく消防用設備等の点検及び報告 ■ 消防法第 8 条の 2 の 2 に基づく法定点検を実施したとき（該当する場合のみ） ■ 各管理権原者から委任されている場合
<p>事業所防火管理者 各管理権原者 ↓ 統括防火管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火管理者を選任・解任するとき ・ 個別の消防計画の作成（変更）するとき ・ 用途（一時的を含む。）を変更するとき ・ 消防用設備等の法定点検の実施及び結果 ・ 内装変更又は改装等の工事を行おうとするとき ・ 大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物の貯蔵・取扱いを行おうとするとき ・ 臨時に火気を使用しようとするとき ・ 催物を開催しようとするとき ・ 火気を使用する設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行おうとするとき ・ 個別の消防計画に基づく消防訓練を実施しようとするとき ・ 統括防火管理者から指示された事項を行ったとき ・ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を発見し、又は改修するとき ・ 客席又は避難通路の変更を行うとき ・ 防火管理業務の一部を委託するとき ・ 消防法第 8 条の 2 の 2 に基づく法定点検を実施したとき（該当する場合のみ）
<p>統括防火管理者 ↓ 消防機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の消防計画の作成（変更）するとき ・ 全体の消防訓練を実施するとき（事前に消防機関に届け出る）

